

きらめきプラン

佐用町災害復興計画

きずな
糸^{きずな} ~きらめくために、がんばろう佐用~ からはじまるふるさとの復興

兵庫県佐用町



創造的復興を！！～きらめくために、がんばろう佐用～

平成21年8月9日。

私はあの日の夜のことを片時も忘れたことはありません。

悪夢のような台風第9号による記録的豪雨により、18名のかたの尊い命を失うとともに、未だ2名のかたが行方不明となっています。また1,700戸以上の家屋が損壊し、河川・道路・農地・農業用施設等に甚大な被害を受け、町政史上最悪となる想像を絶する大惨事となりました。

このたびの災害は、町の対応能力をはるかに超える規模でした。県をはじめ、自衛隊や警察、消防、県内外の自治体、多くの企業や団体、そして16,000人を超える全国からのボランティアのみなさまから多数のご支援を頂き、感謝にたえません。

みなさまから頂戴した多数のご支援とあわせ、地域のかたがたのご理解とご協力を得て、幾多の困難に直面しながらも一歩一歩復興への道のりを歩みつつあります。

このような中、室崎委員長をはじめ検討委員会委員15名のかたがたのご尽力により、災害で傷ついた我が故郷が、創造的復興によってきらめくための羅針盤となる「佐用町災害復興計画（きらめきプラン）」を策定いただきました。

災害から一日も早く復興を成し遂げるため、「佐用町災害復興計画（きらめきプラン）」を町職員、町議会そして地域の皆様とともに誠意を持って全力で推進してまいります。



庵治 典章 町長

安全でんしんのまちづくりは、地域の防災力から



室崎 益輝 委員長

災害からの復興には3つの大切なことがあります。

- ①一日も早く元の暮らしを取り戻すこと
- ②二度と悲しいことが起こらないよう、安全で安心なまちをつくること
- ③佐用町が21世紀のまちとして、光り輝いて、「きらめく」ように甦ること

佐用町は大きく痛ましい被害を受けました。

しかし、これと同時に地域の助け合いや「絆」を再認識することとなりました。

安全でんしんのまちをつくるためには、地域の防災力を高めることが不可欠です。また、地域のにぎわいを創出していくためには、地域の皆様の理解と協力が必要となります。町民みんなが力を出し合い、知恵を出し合いながら進めていくことが重要です。

復興計画の検討にあたっては、地域の意見を十分に踏まえるため、地域づくり協議会単位での意見交換会やアンケート調査を行うとともに、復興計画検討委員会では地域の代表のかたや各種団体のかたをはじめとする委員全員で佐用町の未来を考え、様々な議論を経て、創造的復興を実現する素晴らしい計画ができたと実感しております。

復興計画は策定で終了ではなく、今まさに復興のスタートラインに立ったところです。

佐用町が地域の「絆」により困難を乗り越え、光り輝くまちとなることを期待します。

目 次

1 章. 災害復興計画策定の趣旨.....	1
1-1. 趣旨	1
1-2. 策定方針.....	1
2 章. 気象及び被害の状況など.....	2
2-1. 気象状況	2
2-2. 被害状況.....	3
1. 洪水被害の状況.....	3
2. 被害概要.....	4
2-3. ボランティアによる支援.....	8
3 章. 地域の意向.....	9
3-1. 意見交換会での地域の主な意見.....	9
1. 意見交換会の概要.....	9
2. 意見交換会での地域の主な意見.....	11
3-2. アンケート調査による住民意向.....	12
1. 住民アンケート調査の概要.....	12
2. アンケート調査の結果.....	12
4 章. 基本方針と目標.....	14
4-1. 基本方針.....	14
4-2. 計画の目標.....	15
4-3. 計画の期間.....	16
4-4. 計画の位置づけ	17
5 章. 復興の施策体系.....	18
5-1. 施策体系	18
5-2. 生活基盤の再生 ~安全でんしんして住めるふるさと~	19
1. 治水・治山などの基盤整備.....	20
2. 農林業の基盤整備	22
3. 住まいの再建.....	23
5-3. 災害に強いまちづくり ~地域の絆で高める防災力~	24
1. コミュニティの強化.....	25
2. 多様な情報伝達手段の確立.....	26
3. 防災力を高める計画づくり	27
5-4. 地域の活力向上 ~地域がきらめくにぎわい創出~	29
1. 商店街などの活力向上	30
2. 地域のにぎわい・交流の創出	31
3. 健康のまちづくりの促進	32
4. ボランティアとの交流による活力向上	33

1章. 災害復興計画策定の趣旨

1-1. 趣旨

平成21年8月に発生した台風第9号による豪雨は、人的被害を始め広範囲に及ぶ浸水、家屋、河川、道路、農地、農業用施設などの損壊や農作物に甚大な被害をもたらし、想像を絶する未曾有の大惨事となりました。

災害により甚大な被害を受けると、まちは加速度的に衰退してしまうことがあります。こうした事態にならないために、一日も早くまちを復旧して住民が元の暮らしを取り戻すこと、また、同じような被害が起こらないよう安全でんしんなまちを創っていくことが不可欠です。さらに、この災害を契機に21世紀の新しいまちとして佐用町が再びきらめくことが重要です。

そのため、これまで佐用町が進めてきた「協働のまちづくり」に、まちの豊かな自然・文化・伝統などを活用し、これまで以上に地域と連携・協働しながら「みんなで創る（共創）新しい佐用」のまちづくりを進めていくことが必要です。

1-2. 策定方針

この度の災害は、各地域の住民のかたがたが、地域の防災や災害に強いまちづくりを考えるきっかけとなりました。災害復興計画の基本方針や目標を設定し計画をつくるためには、地域の特性や意向、また復興に対する地域の思いを十分に反映することが不可欠です。

計画の策定にあたっては、佐用町内の地域づくり協議会（全13地域）ごとに意見交換会を実施するほか、地域住民へのアンケート調査を行い、地域のみなさんの意向を十分に伺って、これらを計画に反映させることとしました。

みんなで創る新しい佐用

意見交換会

アンケート調査

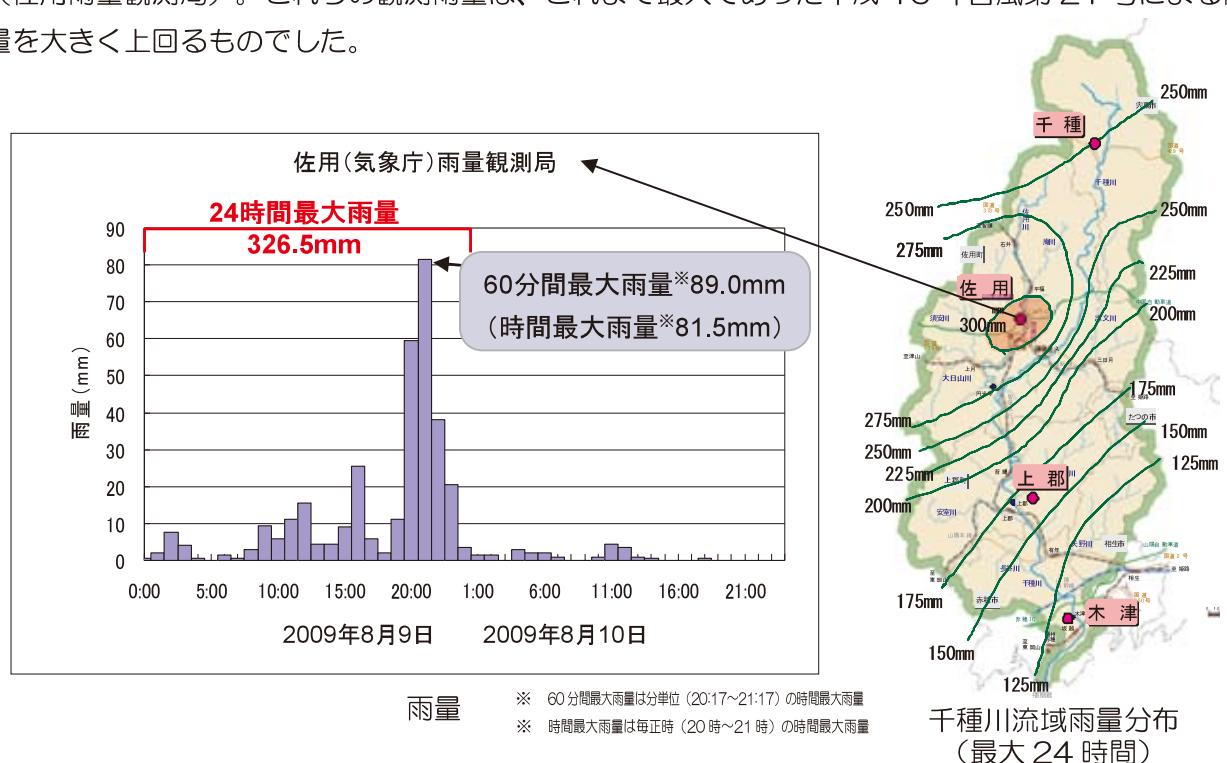
佐用町災害復興計画

2章. 気象及び被害の状況など

2-1. 気象状況

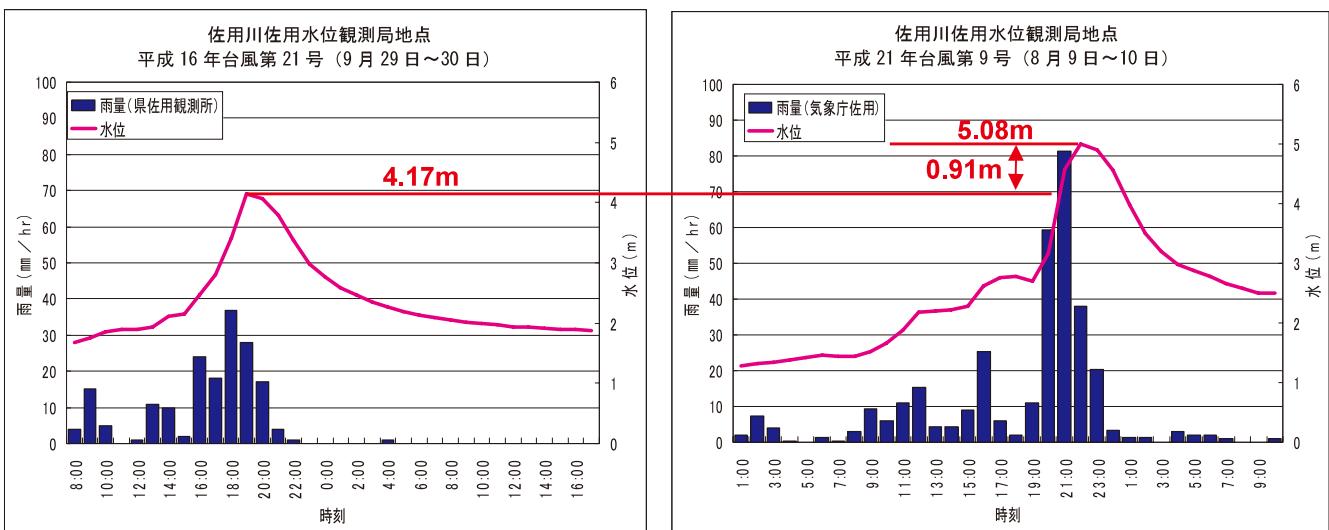
1. 降雨の状況

兵庫県の播磨北西部に位置する佐用町では、平成21年台風第9号により降雨が集中し、60分間最大雨量※89.0mm（時間最大雨量※81.5mm）、24時間最大雨量326.5mmが観測されました（佐用雨量観測局）。これらの観測雨量は、これまで最大であった平成16年台風第21号による雨量を大きく上回るものでした。



2. 水位の状況

平成21年台風第9号による洪水で、佐用川の水位は堤防高を上回り、佐用水位観測局地点では、最高水位が5.08mを記録しました。この水位は、平成16年台風第21号による洪水時の最高水位より約0.9m高い水位となりました。



佐用川の水位比較

2-2. 被害状況

平成21年台風第9号は、町の観測史上最大を記録する豪雨をもたらし、死者18名・行方不明者2名の人的被害をはじめ、1,700戸以上の家屋損壊、河川・道路・農地・農業用施設などの広範囲かつ大規模な損壊、農作物などにも甚大な被害が発生するなど、町政史上に残る大災害となりました。

1. 洪水被害の状況



2. 被害概要

(1) 人的被害の状況

被害の種類	死者	行方不明者	合計
人的被害（人）	18	2	20

(2) 住家被害の状況

被害の種類	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水	床下浸水
住家被害（棟）	139	269	483	157	742



河川の氾濫による家屋被害【久崎】



土砂の流出による家屋被害【海内】

(3) ライフラインの被害と復旧状況

種別	被害状況		全面復旧完了日
電気	停電戸数	8/10ピーク時 約 2,700 戸	9月 7日
水道	断水世帯	8/10ピーク時 約 4,750 世帯	8月 27日

(4) 道路の被害状況（佐用町内の通行不能箇所）

※片側通行箇所は町内で 100 箇所以上

道路種別	崩土などによる全面通行止の箇所数※	現在通行止の箇所数
県管理	24 箇所	0 箇所
町管理	53 箇所	14 箇所



県道の被害【船越】



町道の被害【須安】

2章. 気象及び被害の状況など

(5) 鉄道の被害状況

路線名	運行不可能区間	運行再開状況
JR 姫新線	播磨新宮駅～美作江見駅	播磨新宮駅～佐用駅間の運行再開(8/21) 佐用駅～美作江見駅間の運行再開(10/5) →全線開通
智頭線	久崎駅～大原駅	全線運行再開(8/29)



姫新線の被害【上月】



智頭急行線の被害【平福】

(6) 公共土木施設の被害状況*

*災害査定による数値

区分	兵庫県管理（光都土木管内）		佐用町管理	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
河川	181	16,637,438	78	672,877
砂防	31	333,442	—	—
道路	47	297,666	101	344,535
橋梁	1	6,407	17	443,824
水道	—	—	4	274,410
下水	—	—	7	310,972
合計	260	17,274,953	207	2,046,618



佐用川の被害【山脇】



橋梁の被害【横坂】

(7) 農林業の被害状況

① 農産物被害※

※聞き取り値

作物名	面積 (ha)	被害額 (千円)
白大豆	90.0	10,065
黒大豆	6.0	6,654
水 稲	450.0	186,302
ナ ス	0.3	663
ピーマン	0.1	564
ひまわり	3.0	315
合 計	549.4	204,563



農作物(大豆)の被害【大酒】

② 農畜産業施設被害※

※聞き取り値

農作物・畜産物施設名	件数	被害額 (千円)
パイプハウス	5 棟	5,000
トラクター、コンバインなどの機械	269 台	154,150
連絡橋	1 橋	27,800
農協倉庫・営農センターなど	3 箇所	5,600
合 計		192,550

③ 農地・土地改良施設の被害状況※

※災害査定による数値

区分	件 数	被害額(千円)
農 地	232	799,075
農業用施設など	道路	66,749
	水路	284,438
	頭首工	164,206
	ため池	86,645
	橋梁	132,980
	小 計	735,018
合 計	416	1,534,093



農地の被害【庵】

2章. 気象及び被害の状況など

④ 山林の被害状況※

※聞き取り値

区分	箇所数	被害額(千円)
林地荒廃	152	1,419,750



山林の被害状況【下秋里】



山林の被害状況【仁位】

(8) 商店街の被害状況

① 業種別被害※

※聞き取り値

業種	事業所数	被害総額(千円)
製造業	23	294,380
商業（卸・小売・飲食）	160	1,290,520
その他の業種	218	2,646,400
合計	401	4,231,300

② 廃業事業者数

地区	佐用	上月	久崎	三河	合計
廃業事業者数	6	4	3	1	14



商店街の被害状況【佐用商店街】



商店街の被害状況【久崎商店街】

2-3. ボランティアによる支援

全国から 16,000 人を超える多数のボランティアによる復旧、復興への支援をいただきました。寄せられた暖かい支援は、被災者を勇気づけ、復興に向けた大きな力となりました。



畳などの搬出作業



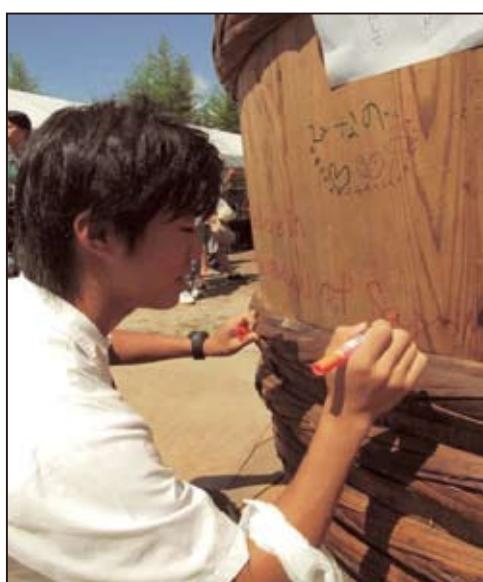
家屋の泥出し作業



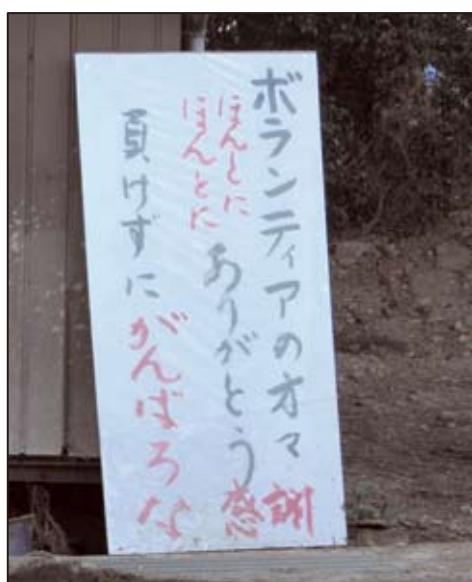
炊き出し



被災地で行われた復興イベント



復興への思いを書き記す
メッセージボード（醤油樽）



ボランティアに感謝する看板

3章. 地域の意向

3-1. 意見交換会での地域の主な意見

1. 意見交換会の概要

意見交換会は、地域づくり協議会（全13地域）ごとに実施しました。

意見交換会の開催概要

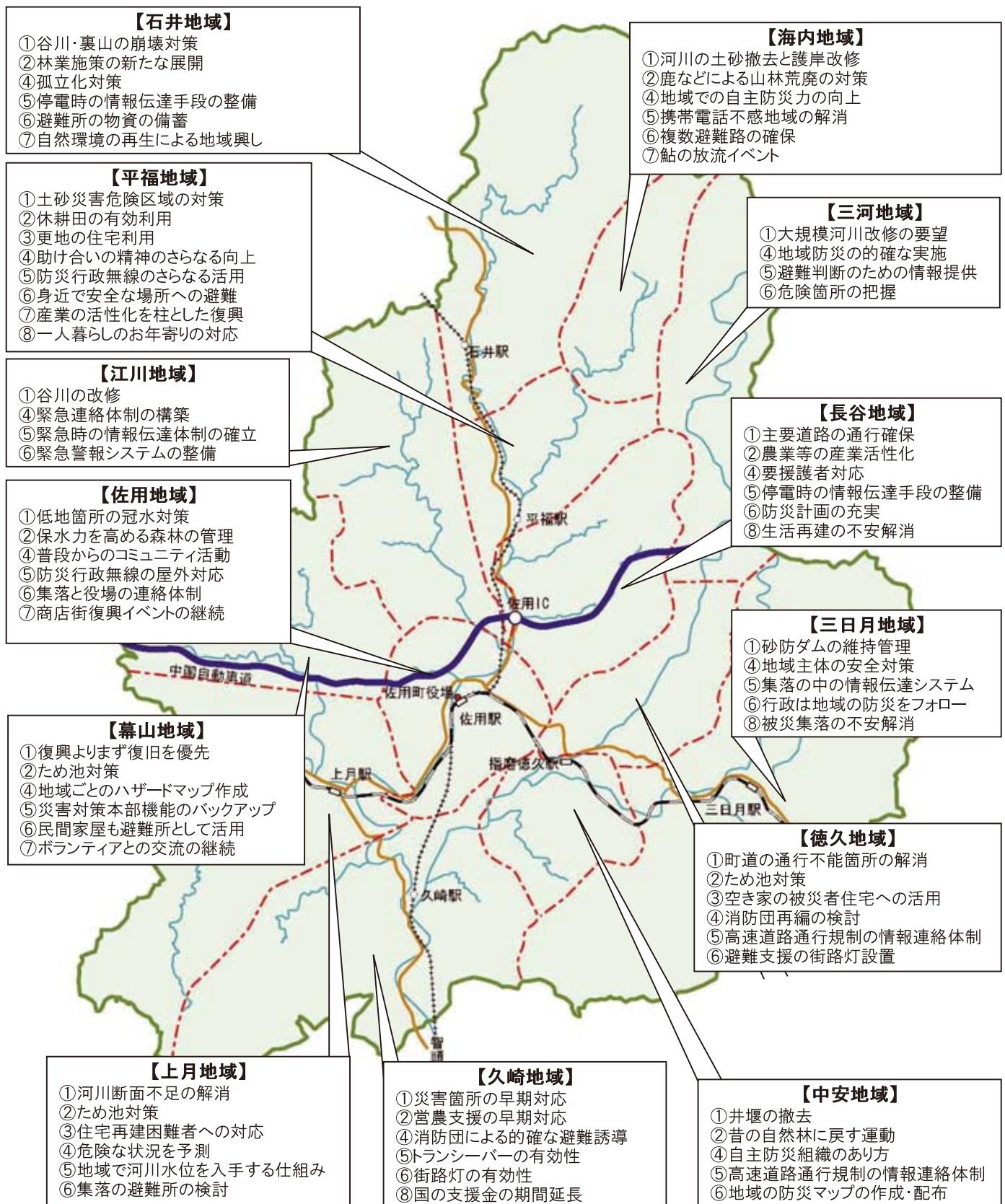
日 程	地域づくり協議会	会 場	参加者数
11月20日(金)	石井	みどりの健康宿舎「ゆう・あい・いしい」	23
11月21日(土)	海内	ふれあいの郷みうち若杉館	31
11月24日(火)	長谷	長谷交流センター「ふれあい長谷」	27
11月30日(月)	平福	平福地域福祉センター	13
12月1日(火)	中安	中安ふれあいセンター	13
12月2日(水)	三日月	三日月文化センター	15
12月3日(木)	久崎	久崎地区センター	32
12月4日(金)	上月	佐用町役場上月支所2階	38
12月5日(土)	幕山	幕山地区センター	34
12月7日(月)	三河	三河基幹集落センター	29
12月8日(火)	江川	江川地区文化センター	22
12月9日(水)	徳久	南光文化センター	14
12月15日(火)	佐用	さよう文化情報センター	33
合 計			324



意見交換会の様子

各地域の意見交換会では多くの意見があり、それらのキーワードを示すと下図のとおりです。

区分	キーワード
生活基盤の再生	①生活基盤などの復旧・復興 ②農林業などの再生 ③住宅対策
災害に強いまちづくり	④地域防災力の強化 ⑤情報伝達手段・体制 ⑥迅速・確実な避難
地域の活力向上	⑦地域活力の向上 ⑧地域ケア



※実際に出了した意見をキーワードで整理

2. 意見交換会での地域の主な意見

各地域での様々な意見をまとめると以下のようになります。

(1) 生活基盤の再生に関する事項



【生活基盤等の復旧・復興】

- ・河川改修
- ・谷川、裏山の崩壊対策
- ・砂防ダムの維持管理
- ・主要道路の通行確保



【農林業等の再生】

- ・保水力を高める森林づくり
- ・山林荒廃対策
- ・ため池対策
- ・林業施業の新たな展開
- ・昔の自然林に戻す運動

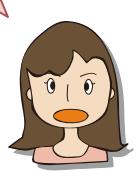


【住宅対策】

- ・更地を住宅地として利用
- ・住宅再建困難者への対応
- ・空き家の被災者住宅への活用



(2) 災害に強いまちづくりに関する事項



【地域防災力の強化】

- ・地域の自主防災力の向上
- ・日ごろのコミュニティの重要性
- ・地域ごとの防災計画やハザードマップの作成

【情報伝達手段・体制】

- ・防災行政無線のさらなる活用
- ・携帯電話不感地域の解消
- ・多様な情報伝達手段の確保
- ・気象、水位情報の提供

【迅速・確実な避難】

- ・集落単位の避難場所の検討
- ・避難方法の検討
- ・夜間避難への備え

(3) 地域の活力向上に関する事項



【地域活力の向上】

- ・商店街の再生
- ・自然環境の再生による地域興し
- ・ボランティアとの交流の継続

【地域ケア】

- ・高齢者世帯や単身高齢者への配慮
- ・被災集落の不安解消

3-2. アンケート調査による住民意向

1. 住民意向調査の概要

(1) 実施時期

配布開始：平成 21 年 11 月 19 日（木）

回収期限：平成 21 年 11 月 30 日（月）

(2) 調査対象者

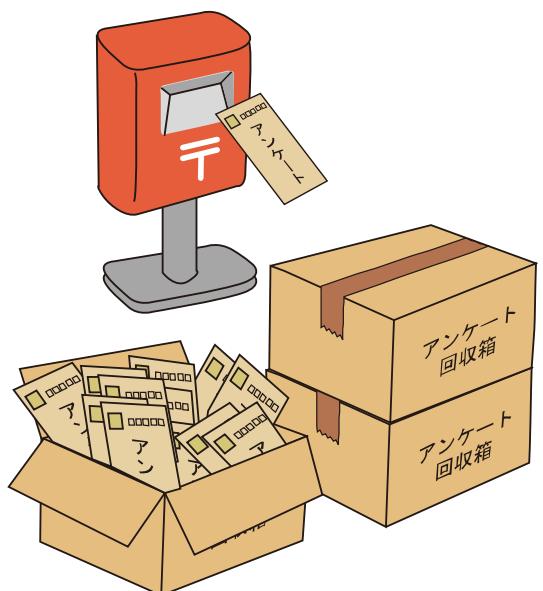
対象者：町在住の 15 歳以上のかた

対象数：1,000 名

(3) 回収状況

回 収 数：613

回 収 率：61.3%



2. アンケート調査の結果

(1) 生活基盤の再生に関する事項

- 河川整備を優先
- 土砂災害防止などの安全対策
- 山の管理や被災農地の復旧支援
- 被災者の生活相談や住宅の支援 など



◆生活基盤の再生

<ハード>

- ・治水、治山等の整備による安全でんしんして暮らせるまちの基盤づくり
- ・農林業の基盤整備
- ・住まいの再建支援

<ソフト>

- ・生活の再建支援
- ・居住支援

(2) 災害に強いまちづくりに関する事項

- 避難時の隣近所との声かけ・助け合い
- 各家庭での避難方法等の確認
- 防災意識の啓発や自主防災組織の育成
- 危険を知らせる情報の提供・入手方法
- 防災行政無線による情報伝達手段の改善
- 各地域での避難体制の整備や防災訓練の実施 など

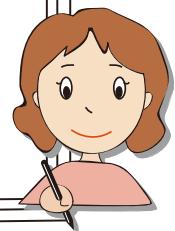


◆災害に強いまちづくり

- ・コミュニティの強化
- ・継続的な防災意識の啓発・高揚
- ・多様な情報伝達手段の確保
- ・地域に適した防災体制の整備・充実

(3) 地域の活力向上に関する事項

- にぎわいの拠点となる商業機能の充実
- 地域特性を活かした元気な佐用のPR
- 水害を忘れず、安全・あんしんして暮らせるまちの実現
- ボランティアとの継続的なつながりの維持
- 心のケアや被災者の健康相談などの地域ケアの充実 など



◆地域の活力向上

- ・商店街の活力向上
- ・地域のにぎわい・交流の創出
- ・地域の元気づくり推進
- ・ボランティアと連携した地域活力の向上

4章. 基本方針と目標

4-1. 基本方針

本復興計画においては、災害以前からの地域の抱える課題と、意見交換会やアンケート調査などで明らかとなった地域の意向を十分に反映することとし、さらに地域の助け合いや多数のボランティアの支援から生まれた「絆」がより強いものとなり、ふるさと佐用が再びきらめくことを目指します。

◆災害前からの地域の課題

少子高齢化、人口の減少、山の荒廃、各商業地の衰退等



◆意見交換会

1. 生活基盤の再生に関する事項

- ・河川改修、谷川の荒廃・裏山の崩壊対策等
- ・山林荒廃対策、ため池対策等
- ・住宅再建困難者の支援等

2. 災害に強いまちづくりに関する事項

- ・地域ごとの防災計画・マップの作成等
- ・多様な情報伝達手段の確保等
- ・集落単位の避難場所・方法の検討

3. 地域の活力向上に関する事項

- ・商店街の再生
- ・ボランティアの育成・交流
- ・高齢者等への心のケア等

◆アンケート調査

1. 生活基盤の再生に関する事項

- ・安全でんしんなまちの基盤づくり
- ・農林業の基盤整備
- ・生活の再建支援

2. 災害に強いまちづくりに関する事項

- ・コミュニティの強化
- ・多様な情報伝達手段の確保等
- ・地域に適した防災体制の整備・強化

3. 地域の活力向上に関する事項

- ・商店街の活力向上
- ・地域のにぎわい・交流の創出
- ・ボランティアとの交流による活力向上

◆ 基本方針

絆からはじまるふるさとの復興

～きらめくために、がんばろう佐用～

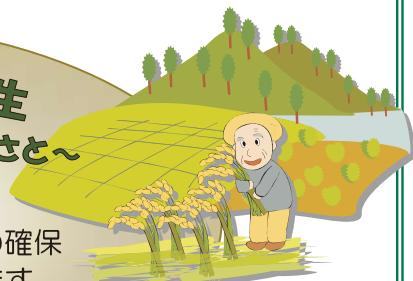
4-2. 計画の目標

本復興計画では、基本方針を踏まえ、「生活基盤の再生」、「災害に強いまちづくり」、「地域の活力向上」の目標の実現を目指していきます。

◆ 計画の目標

目標1：生活基盤の再生 ～安全でんしんして暮らせるふるさと～

治水・治山等の整備による安全性の確保とともに農林業の基盤整備も推進します。
また、住まいの再建・整備を支援します。



ひと まち 自然の共生

目標2：災害に強いまちづくり ～地域の絆で高める防災力～

コミュニティを強化し、地域の防災力向上を図るとともに、多様な情報伝達手段を確保するなど災害に強いまちを目指します。



目標3：地域の活力向上 ～地域がきらめくにぎわい創出～

商店街の活性化やボランティアとの交流などにより、にぎわいを創出し、地域活力の向上を図ります。



4-3. 計画の期間

復興にあたっては、災害復旧事業など、復興の土台づくりを行う「復旧期」、復興を推進し地域のにぎわい再生に取り組む「発展期」、そして新たな魅力を創出することなどにより、活力ある地域として継続的な飛躍を目指す「飛躍期」を通して、地域と行政が一体となって計画実現に向けた取り組みを進めます。

また、計画の進捗状況を把握し、社会環境や経済情勢の変化に対応しながら、着実に復興が進むようフォローアップを行います。

なお、計画期間は佐用町総合計画などを考慮し、計画策定期（平成 21 年度）から平成 28 年度までとします。

Step1：復旧期 → おおむね平成 23 年度まで

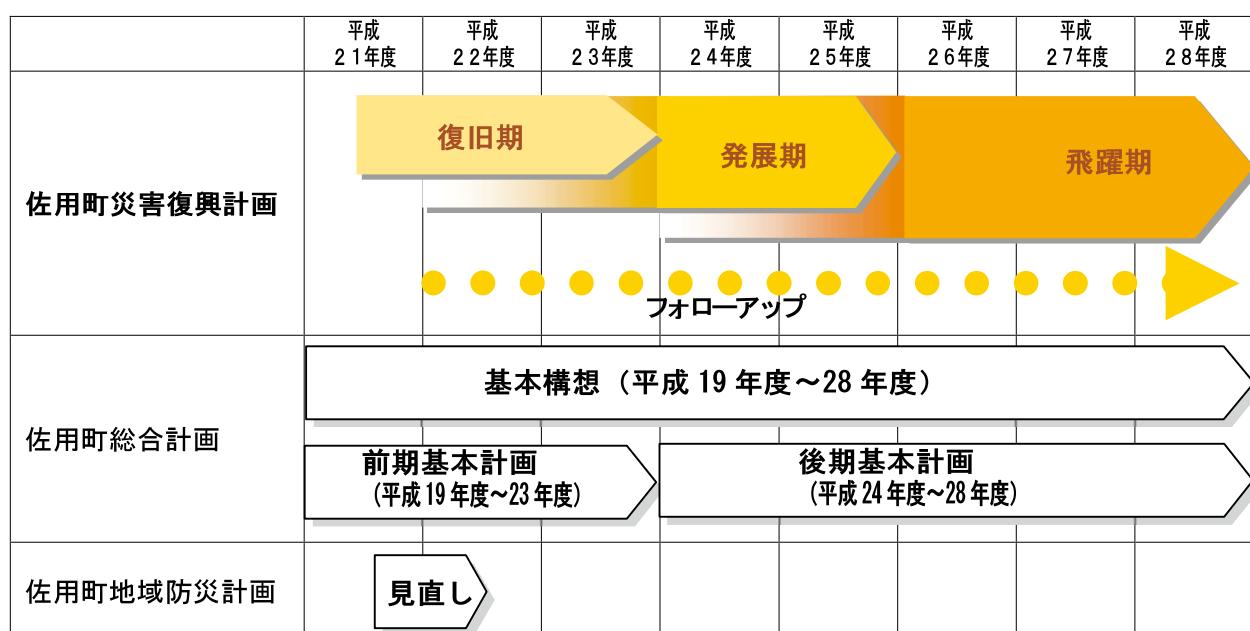
復旧事業など、復興の土台づくりを行う期間

Step2：発展期 → おおむね平成 25 年度まで

復興を推進し、地域のにぎわい再生に取り組む期間

Step3：飛躍期 → おおむね平成 28 年度まで

新たな魅力を創出し、活力ある地域として継続的な飛躍を目指す期間



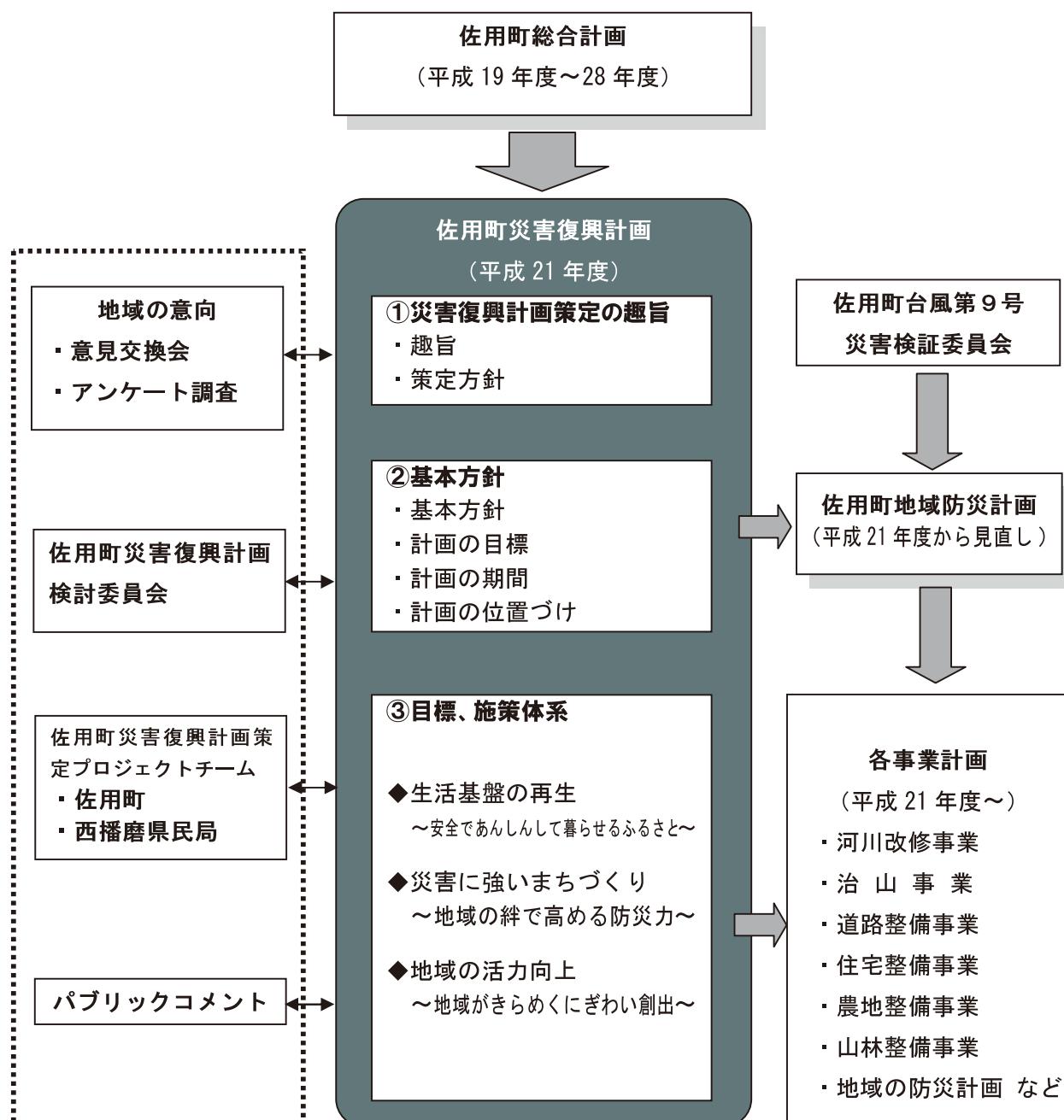
<参考>

佐用川などの
河川整備計画

緊急河道対策事業等

4-4. 計画の位置づけ

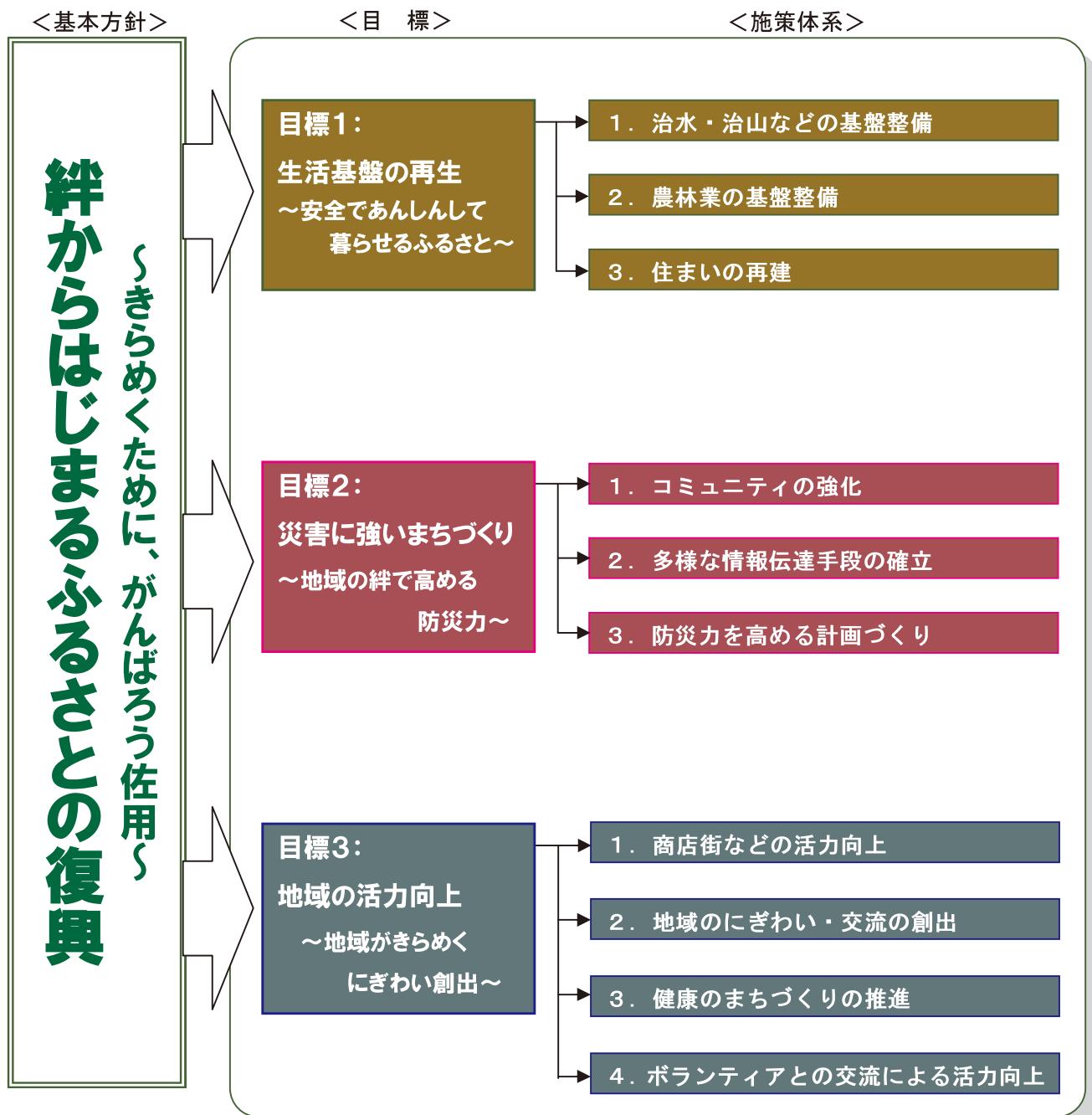
本復興計画は佐用町総合計画のもと、地域の意向や、佐用町災害復興計画検討委員会での協議、パブリックコメントの意見を踏まえたうえで策定します。また、本計画を佐用町地域防災計画に反映させるとともに、各事業を推進します。



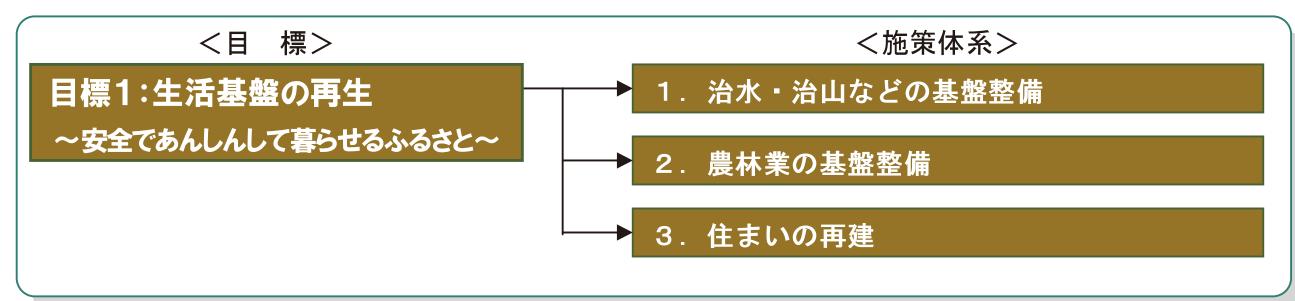
5章. 復興の施策体系

5-1. 施策体系

施策体系は、基本方針、目標を踏まえ、以下のように設定します。



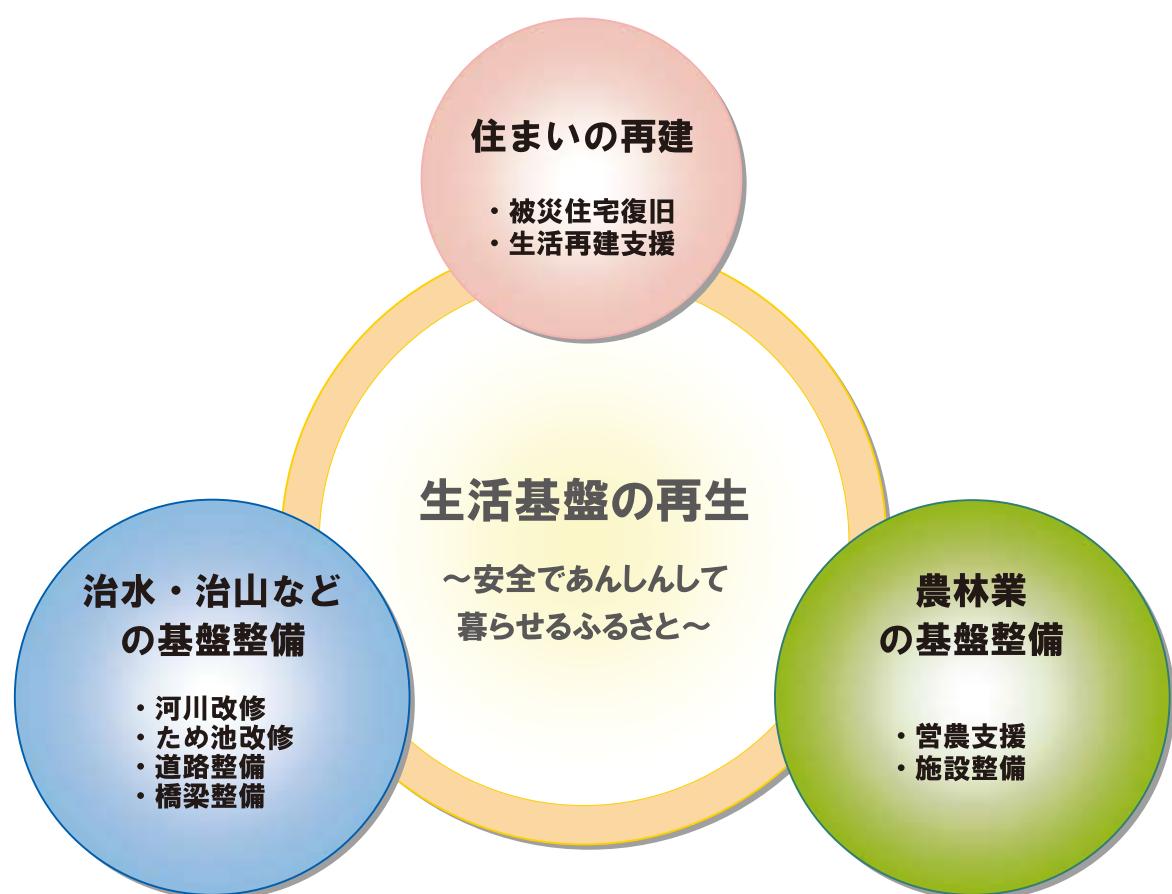
5-2. 生活基盤の再生 ～安全でんしんして住めるふるさと～



災害で甚大な被害を受けた道路、河川などのまちの基盤を早急に復旧するとともに、今後の被害を未然に防ぐための治水・治山などの基盤整備を行い、災害に強いまちづくりを進めます。

また、営農支援や離農対策、林道整備を促進し、農林業により自立経営が可能となる産業基盤の整備を推進します。

さらに、被災者が一日も早く安心して日常生活を送ることができるよう、住宅や生活に関する各種制度による住まいの再建を支援します。



1. 治水・治山などの基盤整備

(1) 課題

- 千種川・佐用川などの流下能力を超える降雨量により、甚大な土砂災害及び浸水被害が発生したことから、河川改修、砂防ダムの整備、谷川の荒廃・裏山の崩壊対策などが必要です。
- 山林では、山の手入れ不足や、鹿や猪による下草・地山の掘り返しなど、山の保水力が低下し、荒廃が進行しています。また、出水の規模によっては倒木が河川に流出し、橋梁などでせき止められることにより河川の氾濫を助長するため、流木による二次災害を防止する必要があります。
- 河川内の多くの井堰は、利水面の重要な機能を有している反面、洪水時には流下を阻害するなど治水面での課題があります。また、老朽化したため池は集落の上流側に位置するものが多く、ため池の堤防決壊による被害が想定されます。
- 道路の通行不能箇所の解消、橋梁の改修など、道路・橋梁の早期復旧が不可欠であり、安全な避難路を確保することが必要です。
- 多様な生物に配慮した河川環境整備、親水性を考慮した河川改修など、日ごろから住民が川に親しめる整備が求められています。

(2) 方針

- 千種川・佐用川などの堆積土砂の撤去を含めた河川改修事業により、河川の流下能力を向上させるとともに、治山及び砂防事業により土砂災害に備えます。
- 適正な森林管理により保水力を高め、土砂災害対策とともに治山対策を行います。
- 不要になった井堰の撤去や改修・統合を行うとともに、ため池の維持管理対策を行います。
- 被害を受けた道路においては、橋梁などの改修によって主要道路の通行を優先的に確保するとともに、早期に通行不能箇所を解消します。
- 地域の特性を考慮するとともに、ホタル、アユ、オオサンショウウオなどの生態系や自然環境に配慮し、親水性の高い河川整備を行います。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
緊急河道対策事業 (災害復旧助成事業) (災害復旧など関連緊急事業) (災害関連事業)	・引堤、河床掘削、橋梁・井堰の改築などによる河積の拡大 (千種川、佐用川、大日山川、庵川、江川川、幕山川)	県	H21～25
堤防補強対策事業	・護岸の補強や巻堤・エプロンによる堤防強化などの補強対策	県	H22～25
河川災害復旧事業	・環境や景観に配慮した河川の災害復旧	県・町	H21～23
災害に強い森づくり事業	・森林の適正管理、間伐木土留工、災害緩衝林の整備	県	H22～24
治山事業	・人家裏、公共施設、道路への崩壊の恐れがある箇所の治山対策	県・町	H21～

5章. 復興の施策体系

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
緊急砂防事業 砂防激特事業など	・被災地における緊急対策や風倒木被害跡地対策などが必要な箇所の砂防えん堤整備	県	H21～24
倒木など処理対策事業	・河川、谷川沿いなどの崩壊地で人家や公共施設への流出危険性が高い倒木の集積、運搬、処理	町	H21～22
ため池対策事業	・老朽ため池の整備・危険ため池パトロール	町	H21～
道路災害復旧事業	・道路、橋梁などを復旧し、道路の通行不能箇所の解消	県・町	H21～23
道路整備事業	・道路修繕、歩道整備、暗渠改良、ガードレール改修、側溝整備	県・町	H21～
天然記念物生息環境保全事業	・特別天然記念物オオサンショウウオなど生物の生息環境に配慮した河川改修	町・県	H22～24
残土処分地用地取得事業(仮称)	・河川改修及び災害復旧事業実施に伴う残土処分地の確保	町	H21～22



【緊急河道対策事業実施箇所】



【治山事業実施箇所】

2. 農林業の基盤整備

(1) 課題

- ・山林では、山の手入れ不足や、鹿や猪による下草・地山の掘り返しなど、山の保水力が低下し、荒廃が進行しています。
- ・未利用木材の有効活用など、林業の新たな展開や山林の管理育成が必要です。
- ・災害によって耕作ができなくなった農地の早期復旧が必要です。また、耕作放棄地や管理が不十分な農地対策のための新たな有効活用の検討が必要です。

(2) 方針

- ・簡易防災施設の設置や広葉樹林化を進め、森林の防災機能向上を図るとともに、鳥獣による農林業被害を軽減させるため、防護柵設置などの支援を行います。
- ・林道の整備を促進し、間伐材などを利用した林業の活性化方策を検討します。
- ・農地の早期復旧や耕作再開を支援するとともに、農業用機械購入のための助成や空き農地の情報提供などによる営農支援、離農対策を推進します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
緊急防災林整備事業 里山防災林整備事業 (災害に強い森づくり事業【再掲】)	・森林の防災機能を高めるため、間伐木土留工や簡易防災施設の設置、広葉樹林化などを実施	県	H21～24
野生動物育成林整備事業 (災害に強い森づくり事業【再掲】)	森林整備による鳥獣対策 ・集落などに隣接した森林のすそ野を野生動物との棲み分けゾーンとして整備 ・森林奥地での広葉樹林整備	県	H21～24
野生動物防護柵設置 集落連携事業	・農作物被害対策として、防護柵設置及び防護柵の機能向上を支援	地域	H22～
間伐推進事業	・人工林の保水力向上や地すべり防止を図るため間伐を推進	佐用郡 森林組合	H14～23
林道・作業道復旧事業	・被災した林道・作業道の早期復旧	町	H22～
作業道開設支援事業	・間伐などの施業のための作業道開設補助	町	H21～
地域農業再生 フォローアップ事業	・地域農業再生のための研修会実施、集落営農組織の育成、復興農地を活用した新規作物導入などの育成支援	県	H22～24
地域農業再生対策支援事業	復旧農地への取り組み支援や営農に必要な機械購入支援 ・地域農業再生事業 ・営農継続用機械整備事業	町	H21～23
農地・農業用施設災害 復旧事業	・被災した農地・農業用施設の早期復旧	町	H21～23

3. 住まいの再建

(1) 課題

- 被災された住民が早くもとの生活を取り戻すことができるよう支援策が不可欠です。
- 災害によって生じた更地や従来からの空き家を、被災者住宅地として有効利用することなどの検討が必要です。
- 災害で全壊 139 棟、大規模半壊 269 棟、半壊 483 棟、床上浸水 157 棟、床下浸水 742 棟、合計 1,790 棟が住家被害を受けており、住まいの再建については、その方法が被災者それぞれで異なることから、自力再建への支援方策や復興住宅への入居など、個人のニーズを十分に調査したうえで、きめ細やかな支援が必要です。

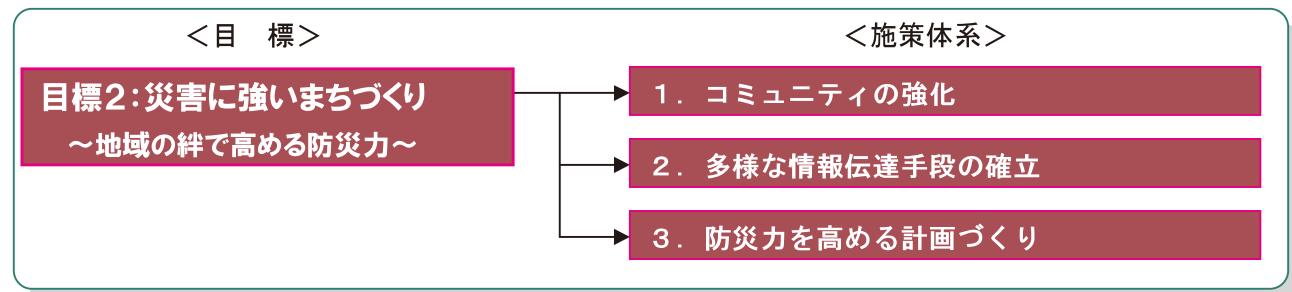
(2) 方針

- 住民が安心して暮らすことができるよう各種支援事業を活用して、被災者の生活再建を支援します。
- 被災者などを対象として、空き家や空き地を活用した住宅情報提供を行います。
- 仮設住宅などに住まわれているかたの住宅に関するニーズを把握し、町営住宅への入居など様々な支援を検討し、住宅の再建を支援します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
被災者支援事業	被災者への各種支援 ・被災者生活再建支援 ・被災者生活復興資金無利子貸付 ・高齢者住宅再建支援 ・一時転居者支援 ・住宅再建支援 ・災害遺児修学支援 など	被災者生活再建支援法人 県 町	H21～
兵庫県住宅再建共済制度 (フェニックス共済)	・兵庫県独自の自然災害時における被災住宅の再建・補修支援制度	(財)兵庫県住宅再建共済基金	H17～
空き家情報システム事業	・空き家・空き地の調査及び情報提供、利用者への相談対応	町	H17～
復興住宅建設事業	・仮設住宅入居者などのニーズを把握し、町営住宅への入居などの支援を行うとともに、復興住宅建設を検討	町	H22～

5-3. 災害に強いまちづくり～地域の絆で高める防災力～



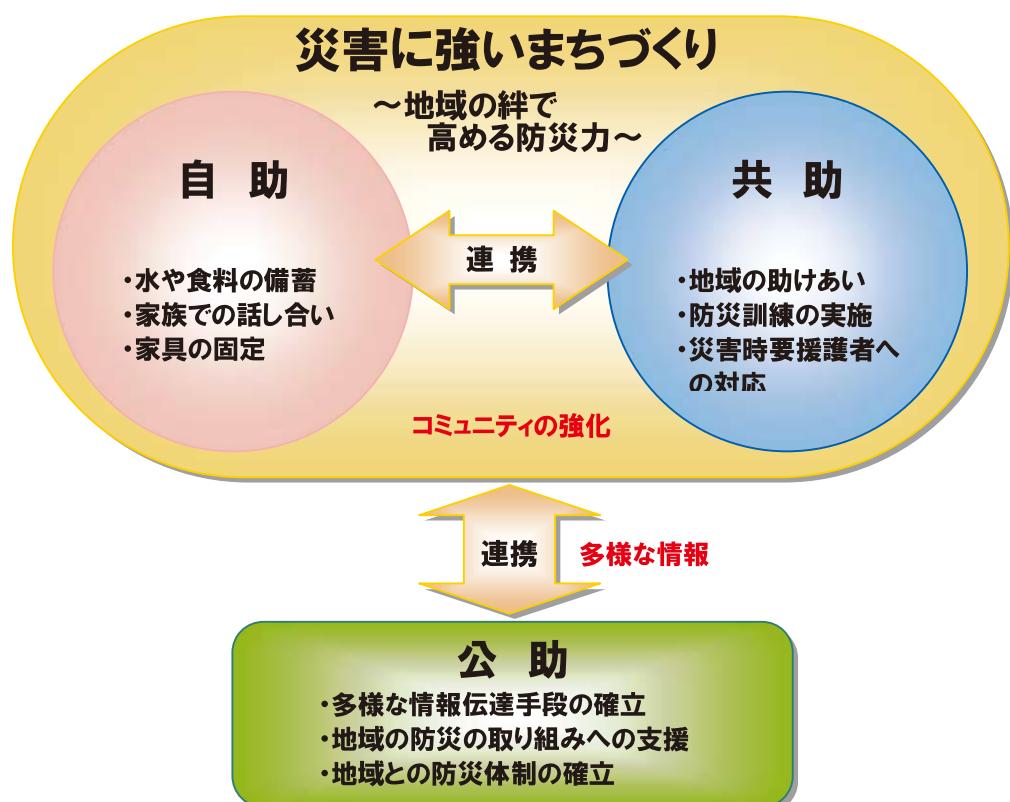
災害発生時の被害を軽減するためには、「自助（自分の身は自分で守る）・共助（自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る）・公助（公共機関からの救助・支援）」を念頭に置いた取り組みが重要です。しかしながら、公助には限界があることから、自助・共助に重点を置いた平常時からの取り組みを進めます。

具体的には、災害時における住民・地域・行政それぞれの役割を明確にしたうえで、日ごろからの家庭内での防災対策とともに、近所づきあいなど人と人との絆を大切にすることによって、これまで以上に地域コミュニティを強化し、災害時の助け合い・支え合いを促します。

また、災害時に自助・共助の取り組みを最大限発揮するためには、的確な情報提供が重要であることから、各地域の特性に応じた情報手段や情報伝達体制などについて検討し、迅速かつ正確に情報が伝達できる仕組みを整えます。

さらに、地域ごとに災害の状況に応じた避難のあり方や避難場所の見直しなど、実践的な計画づくり・体制づくりを進めます。

加えて、学校と地域住民が連携した防災訓練を実施し、地域での防災体制の強化を図ります。



1. コミュニティの強化

(1) 課題

- 日常的な挨拶や家族構成の把握など、隣近所、隣保、自治会、地域それぞれでコミュニティ強化が必要です。また、家庭内での防災の心構えや常に気象情報に留意するなど、日ごろから防災に関心を持ち、防災用品、食料、水の備蓄や家具の固定、危険箇所の把握・点検など、防災への備えを行うことが必要です。
- 住民と行政との協働のまちづくりを推進し、地域ごとの防災計画やハザードマップの作成が必要です。
- 消防団との連携、自主防災組織の強化、防災指導者の育成を図るとともに、地域や小学校などと合同で防災学習会・研修会の実施や定期的な防災訓練の実施が必要です。

(2) 方針

- 日ごろからコミュニティづくりを行い、災害時的人的・物的被害の防止及び軽減を図るために、町内全域における自主防災組織の活動を支援します。
- 地域づくり協議会などの活動と緊密な連携を図り、災害発生から復旧・復興まで住民と行政が協働のまちづくりを推進し、住民が主体的に取り組める仕組みづくりを進めます。
- 地域を単位とした自主防災組織のネットワークを確立し、地域の安全・あんしんに対する意識啓発のための研修や訓練を実施します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
自主防災組織の充実と育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の充実強化、訓練、組織体制の整備 ・地域の危険箇所、要援護者の把握 ・日ごろからの地域コミュニティの育成、充実 ・防災マップの作成と活用 ・防災学習・研修会、総合訓練 ・活動に対する支援 	地域・町	H22～
自主防災行動計画づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が地域で行う防災研修会への指導者派遣 	町	H22～
防災リーダー育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を担う地域の防災指導者の育成 	町	H22～
災害に強い地域をつくる地域づくり協議会活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マニュアルづくりや自主防災組織の連携、災害時の体制整備などの検討 	地域	H22～
地域づくり協議会出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり協議会への防災・避難方法などの出前講座（指導者派遣） 	地域・町	H22～
県民交流広場事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域を舞台に、多彩な分野で実践活動・交流、生涯学習、情報収集・発信などに取り組むことができるよう活動の場の整備と活動に要する経費を支援 	県	H22～
ふれあい喫茶交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティづくりの場を提供し、交流を創出 	地域	H21～
西播磨防災ワークショップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうご防災特別推進員を自主防災組織などに派遣し、住民参加のワークショップを開催 	県	H22～

2. 多様な情報伝達手段の確立

(1) 課題

- 非常時においても防災行政無線が支障なく機能するよう的確に運用するとともに、携帯電話不感地域の解消や停電時も対応できる多様な情報伝達手段の確保が必要です。
- 気象や水位など防災情報を正確に提供できる体制を整えることが必要です。
- 災害時の情報伝達手段の確保や関係機関との情報伝達体制の充実・強化が必要です。

(2) 方針

- 非常時の情報伝達手段となる防災行政無線の運用面での改善を進めるとともに、地域の状況に応じた多様な情報伝達手段を活用できるよう検討を行います。
- 携帯電話の不感地域の解消を進め、多種多様な情報伝達手段として災害時にも有効に活用できるようCATVなども含めた活用を進めます。
- 災害における国や県、関係団体などとの連絡体制の確保だけでなく、平時から、周辺自治体や道路管理者、ライフライン関係機関(電力事業者など)との情報共有・連絡体制の確立を図ります。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
携帯電話等エリア整備事業	・携帯電話基地局設置による不感地域の解消	町	H21
ホームページなどによる情報発信事業	・ホームページ、地域SNSによる防災情報発信機能の強化	町	H22～
防災緊急放送実施事業	・佐用チャンネルなどを活用した日常からの情報発信 (河川情報・交通情報・災害時支援情報)	町	H22～
水位センサー・監視カメラの増設事業	・河川災害危険情報提供のための水位センサー、監視カメラの増設	県	H22
情報連絡体制の強化	・各関係機関との連絡体制強化に向けた定期的な連絡会の開催 ・災害を想定した図上訓練 ・情報伝達訓練による連絡体制の強化	町	H22～
消防団の体制強化	消防団機能の強化及び関連機関との連携体制の整備 ・水防活動、自然災害活動マニュアルの作成 ・地域リーダーの育成	町	H22～

3. 防災力を高める計画づくり

(1) 課題

- ・ 災害対策本部と自治会、関係機関や医療機関などとの緊急時の情報伝達体制の確立、強化が必要です。
- ・ 災害に強く安心して暮らせるまちを早期に実現するため、復興事業の進捗を踏まえ、復興施策をさらに推進することが必要です。
- ・ 避難所への経路が危険な状況となる場合もあるため、自宅や身近な場所への避難を判断する情報や、状況に応じた安全な避難路・避難方法の検討が必要です。また、夜間でも安全に避難できる施設整備などが必要です。
- ・ 高齢者や障がい者がいる家庭は避難が困難となる場合もあるため、きめ細やかな災害時要援護者支援計画の作成及び孤立化対策の検討が必要です。
- ・ 災害時の体験や教訓を活かし、災害時の弱点を改善・克服し、地域と学校などが連携して、災害が発生した場合に被害が軽減されるよう努めることが必要です。
- ・ 災害時の記録や資料などを整理・保存し、積極的に公開することにより、災害の記憶を風化させることなく後世へ伝え、教訓を全国に発信し、災害対策の礎としていくことが必要です。

(2) 方針

- ・ 地域防災計画の見直しによる実効性の高いマニュアルを整備し、関係機関はこれに基づいた取り組みを進めます。また、災害対策本部や地域対策部、消防本部など、関係機関との連携強化により、地域の防災力向上を図ります。
- ・ 復興事業の進捗状況を把握し、着実に復興が進むようフォローアップ委員会を設置します。
- ・ 風水害、地震、土砂災害など、災害の種類によって被害の状況に差異があるため、集落単位で避難先、避難ルートの確保について再検討し、状況に応じた避難を判断ができる計画の策定を支援します。
- ・ 地域に応じた安全な避難方法の検討や、夜間でも安全に避難ができる街路灯などの設置を推進します。また、病人や高齢者などの災害時要援護者に対する個別の支援計画作成について地域の主体的な活動を支援します。
- ・ 地域の防災力をさらに高めていくため、災害に備える防災教育プログラムを開発し、地域・学校・家庭が連携して防災訓練や防災学習会を実施するとともに、子どもたちには分かりやすく理解のしやすい防災教育を行っていくことで、地域全体の防災力向上を図ります。
- ・ 住民や関係機関、他自治体など全国に向けて、災害時の体験や教訓、資料などを積極的に発信し、町民の防災意識の向上や被災の記憶を風化させない、水害の日のメモリアル行事を開催します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
佐用町災害復興計画の推進	・佐用町災害復興計画の推進、フォローアップ委員会設置	町	H22～
地域防災計画改訂事業	・水害の経験や地域の意見を反映した地域防災計画の見直し	町	H22
災害時要援護者支援計画策定事業	・災害時要援護者の避難誘導方法及び、孤立化対策検討など個別支援計画の策定支援	地域・町	H22～

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
自主防災組織の防災(活動)計画及び防災マニュアルなどの作成支援事業	・各地域における防災計画及び防災マニュアルなど作成時の指導助言を行う専門家の派遣支援 ・住民による危険箇所調査に基づいた防災マップ、マニュアルなどの整備(災害時行動計画の見直し、危険箇所の調査、点検、把握)	地域・町	H22～
夜間照明整備事業	・防犯灯・街路灯の設置	町	H21～
避難所・避難施設整備支援事業	・避難所及び避難路の整備支援	町	H22～
防災用品備蓄支援事業	自主防災組織における防災用品、資機材の購入支援 ・土のう(土のう袋、碎石、砂) ・備蓄資材(毛布、飲料水、食糧)	町	H22～
水害記録作成事業	・水害発生から復旧、復興の記録集作成 ・災害の記憶を風化させない防災関連資料の収集・整備	町	H22～
防災訓練(支援)事業	・各地域の防災訓練などの活動支援、指導助言 ・ひょうご防災特別推進制度の活用 ・学校単位・集落単位での防災訓練事業の実施 ・さまざまな災害(地震・火災・水害など)に備えた避難誘導	地域・町	H22～
防災学習会(防災教育プログラムの開発)事業	・地域学習の一環で調査、研究を行い、防災教育の推進と意識強化を図る ・防災教育プログラムの開発、実施	町	H22～
職員防災研修事業	・職員に対する防災研修と訓練	町	H22～
平成21年台風第9号災害佐用町追悼行事	・災害の記憶を風化させないための追悼行事の実施	町	H22～

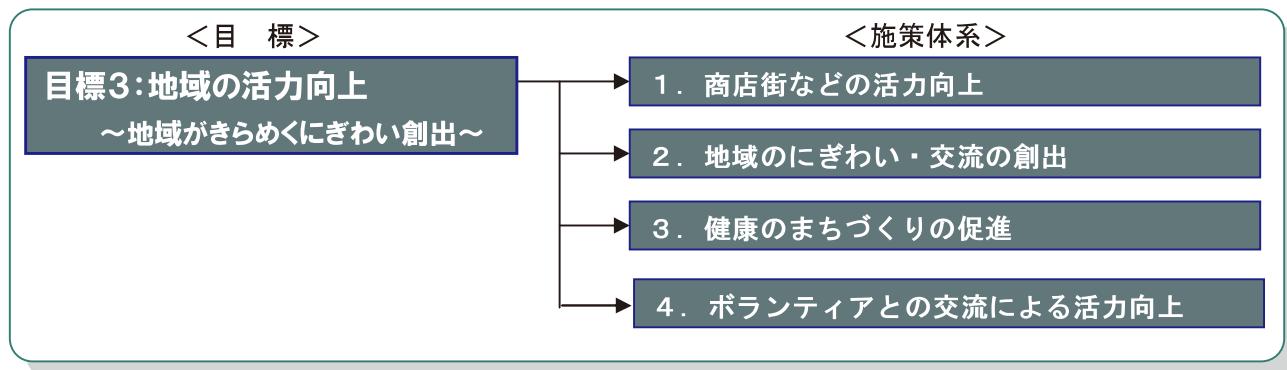


【防災訓練（支援）事業】



【防災学習会】

5-4. 地域の活力向上 ~地域がきらめくにぎわい創出~

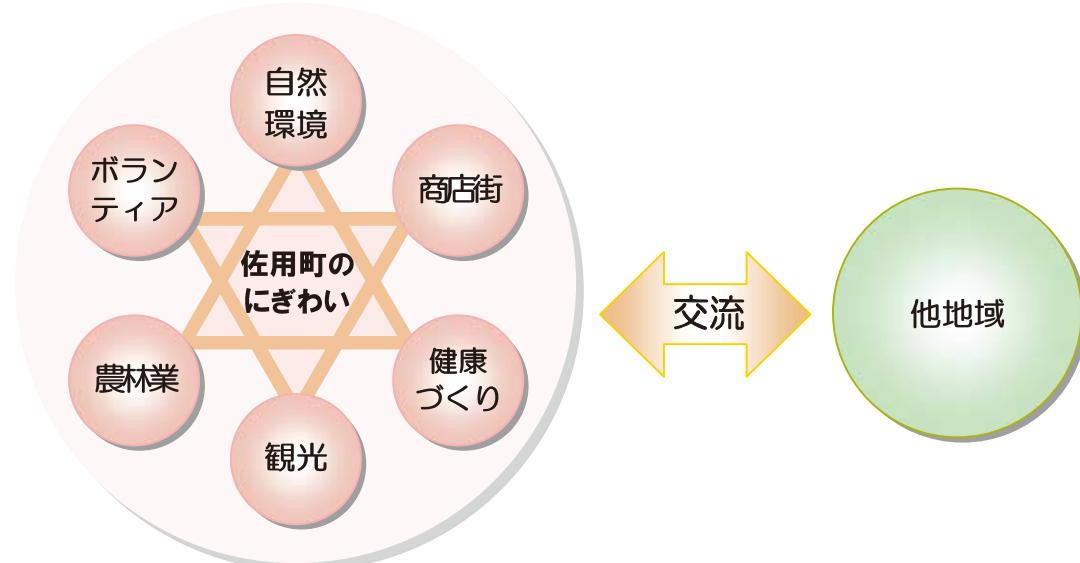


商店や事業所は、経営環境の悪化や経営者の高齢化、さらに今回の被災によって一層厳しい経営状態となっているため、小売商店や商店街の振興を図ることが大切です。

商店街は、単なる商業機能だけでなく、「楽しむ」「憩う」といった多様な機能を持った場へと変化させていくことが必要です。このため、子どもから高齢者までが集まる場所としての機能づくりや地域の個性を生かした地域のにぎわい交流の場づくりを行うことにより、活性化を図ります。

また、豊かな自然環境や歴史・文化資源、特産品などの地域資源を生かした観光産業を推進するとともに、都市部との交流事業の展開や、被災地としての積極的な情報発信などで交流を促進し、地域のにぎわい向上へつなげていきます。

さらに、災害時に支援いただいたボランティアとの交流は今後も継続的に維持し、佐用町内外の交流を促すとともに、他の地域において災害が発生した場合、いち早く救援や復旧・復興が支援できるボランティアの育成や登録・支援体制の充実を図ります。



地域の活力向上
 ~地域がきらめくにぎわい創出~

1. 商店街などの活力向上

(1) 課題

- 地域のにぎわいに欠かせない商店街が大きな被害を受け、廃業に追い込まれた事業者もでるなか、国や県の支援制度を有効に活用し、個々の商店をはじめ商店街の連携による活性化を図り、にぎわいを再生することが必要です。
- 高齢者が多く暮らす移動困難地域に対応するため、高齢社会を踏まえた商店街の再生や小売店の振興を支援していくことが求められます。

(2) 方針

- 後継者育成などにより空き地や空き店舗の有効利用を進めて商店街を再生するとともに、各店舗の魅力向上や商店街同士の連携によるイベントの実施により、入り込み客を増加させて商店街の活性化を進めます。
- 一部の地域で実施されていた移動困難地域における移動販売事業を拡大し、移動困難地域に暮らす高齢者を中心とした生活利便性の向上を図ります。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
空き地・空き店舗の有効活用事業	・空き地や空き店舗を有効利用することを検討し、商業活動や地域活性化を支援	町・地域	H22～
後継者育成事業	・商工会青年部、女性部などへの積極的な活動支援	町	H21～
集客支援事業	・集客イベントの開催、PR活動	町・地域	H21～
移動販売事業	・小規模高齢化集落などへの移動型販売の社会実験実施	地域・町	H21～
商店街災害復興コンサルタント派遣事業	・被災商店街などの要請に対応した商店街復興や個店の再建、遊休地の有効活用などの調査、助言	県	H21～
産業活性化事業	・企業誘致促進のため、企業立地促進法に基づいた奨励金の交付	町	H21～



【移動販売事業】



【商店街イベント】

2. 地域のにぎわい・交流の創出

(1) 課題

- 観光施設や美しい山、河川に被害が出ており、また、災害の影響により観光客が減少しているため、観光産業の再生、さらなる発展に向けた早急な取り組みが求められます。
- 美しい自然や史跡名所など、既存資源を生かしたさらなるにぎわい創出が求められています。
- 被災の経験・教訓などを全国へ発信し、防災意識の啓発を行うとともに、地域の特産品や名所旧跡などの観光資源も積極的にPRし、地域のにぎわいへつなげていくことが必要です。

(2) 方針

- 被災したまちなみや観光施設については、早急に復旧を進めるとともに、復興への過程を含めたPR活動を進めます。
- 多くの観光資源を最大限に活用した観光ツーリズムを推進し、多くのかたに訪れてもらえるまちづくりを進めます。
- 商店街や地域の情報を発信する防災情報コミュニティ施設を設置し、地域住民のコミュニティの場として機能させるとともに、防災意識を啓発する施設として整備し、水害の教訓を全国へ情報発信します。また、大学生や高校生との交流や、被災地域の商店街や自治体が定期的に開催する「ぼうさい朝市」で特産品の販売を支援することなどにより、地域のにぎわい創出と交流人口の増大を目指します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
景観形成重要建造物などの復旧支援事業	・平福地区における県の景観条例にもとづく景観形成重要建造物及び町条例にもとづく歴史的環境区域内の建物の改修にかかる支援	県・町	H21～22
参画と協働による歴史的景観保存の推進	・地元まちづくり団体などと行政の協働により、平福地区の景観形成重要建造物などの保全と活用について検討	県・町	H22
復興イベント開催事業	・水害からの復興・交流イベントの開催 ・コンサート、講演会、スポーツ、観光イベント	町	H21～
佐用町水害復興モデルPR事業	・水害復興モデルとしての水害の経験・教訓などを全国へ情報発信	町	H22～
ぼうさい情報コミュニティ設置事業	・地域情報の発信と、住民が気軽に交流できる地域の場を創設	地域	H21～
ロケ支援事業	・町内の名所などを撮影地として紹介	町	H21～
ぼうさい朝市実施事業	・防災をキーワードに全国から特産品を集め、防災に対する備えとなるイベントにより全国との連携を図る	地域	H22～
特産品の販売促進事業	・特産物などの佐用町固有の地域資源のPR	町	H21～
がんばる西播磨「ふるさと食品」PR活動支援事業	・被災した農産物直売所のPR活動用機材の購入支援	県	H22
JR姫新線の利用促進	・沿線の活性化を図るため、高速化と増便されたJR姫新線の利用を促進	県・町	H21～
棚田交流事業	・ボランティアによる棚田の保全を推進するとともに、都市住民との交流により山間集落の活力向上を図る	町	H9～

3. 健康のまちづくりの促進

(1) 課題

- 被災によって、多くの町民が悲しみや将来への不安から体調不良やストレスを抱えています。特に高齢者においては、心身の健康維持が大きな課題となっており、高齢者世帯や単身世帯への配慮が必要です。
- 家族や友人、家を失った悲しみなど、体が健康であっても心に抱えるストレスは大きなものとなっています。特に子どもにおいては、家族や学校が連携した取り組みが求められます。
- いつまでも健やかで潤いのある生活を送るために、日ごろからの健康づくりが大切です。

(2) 方針

- 専門医や保健師、看護師による高齢者などへのメンタル相談や訪問による健康指導を行うとともに、健康な心と身体づくりを推進することなどにより、人も地域も元気になる取り組みを進めます。
- 子どもの心のケアについては、スクールカウンセラーの派遣などを行い、学校、家庭、地域が連携して取り組みます。
- 高齢者がいつまでも元気で健やかな毎日を過ごすことができるよう、健康増進と生きがいづくりを推進します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
心のケア相談事業	・潜在する被災者のスクリーニング実施による健康調査及び専門医、精神保健福祉士、保健師によるメンタル相談	県・町	H21～
スクールカウンセラー緊急配置事業	・スクールカウンセラーによる被災した児童・生徒、保護者などへの面談、教師への助言	県	H21～
介護予防教室事業	・運動機能向上、認知予防、口腔機能向上など、高齢者の健康づくり	町	H17～
高齢者生きがいと健康づくり推進事業	・健康体操や生きがいづくり事業の実施による健康の維持増進	町	H19～



【スクールカウンセラー（イメージ）】



【介護予防教室（イメージ）】

4. ボランティアとの交流による活力向上

(1) 課題

- ・災害時のボランティアの重要性を認識し、速やかに救援活動が行えるようボランティアの育成やボランティア受け入れ態勢の整備を行うことが必要です。
- ・災害時だけでなく、復興過程においてもボランティアとの交流を維持し、地域の活力へとつなげていくことが必要と考えられます。

(2) 方針

- ・災害時に機動的に活動できるボランティア教育などを行うとともに、ボランティアの受入体制やマニュアルなどを整備し、災害時にボランティアが効果的に活動できる仕組みをつくります。
- ・災害時だけでなく、復興過程においても、ボランティアが地域とのかかわりをもってもらえる機会を創出し、地域との交流を促進します。

(3) 主な事業

事業名	事業概要	事業主体	事業期間
災害時ボランティア養成講座	・災害時のボランティア活動促進のためのボランティアの育成・登録 ・案内、送迎、ボランティアコーディネーター、現地活動、派遣登録	町・社協	H22
災害時ボランティアセンターマニュアル、災害対応マニュアルの見直し事業	・災害時ボランティアセンターマニュアルと災害対応マニュアルの見直し	町・社協	H22
感謝の集い実施事業	・ボランティアとの交流イベント	町・社協	H22



【ボランティアによる泥撤去】



【ボランティアによる配食】